

入札公告

「宮古島警察署西原詰所解体工事」の実施について、地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和 2年 11月 26日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に対する事項

- (1) 工事名 宮古島警察署西原詰所解体工事
- (2) 工事場所 宮古島市
- (3) 工事内容 解体工事
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和3年3月20日まで
- (5) 本工事は、入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。
- (6) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行前に行う事前審査型である。
- (7) 本工事は、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。

なお、本工事設計図書は令和2年9月時点での建築工事積算基準、労務単価及び資材単価に基づいて作成している。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規定第5条による平成31・32年度建設工事入札参加資格者名簿（以下「平成31・32年度建設工事入札参加資格者名簿」という。）に建築一式工事業若しくは解体工事業として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成1年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (5) 沖縄県、国又は市町村が発注した建築一式工事業若しくは解体工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 配置予定の主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3ヶ月以上の雇用）があること。
- (7) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の開札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

有限会社 仲本設計

- (9) 入札に参加しようとする者の中に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- (10) 次の各号に該当しない者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがいるとき。
 - エ 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）
- (11) 本県に建設業法に基づく本店がある者

3 入札場所及び日時

入札書は、電子入札システム、持参又は書留郵送により提出すること。

- (1) 電子入札システムによる場合
 - ア 入札書提出開始日時：令和2年12月18日（金）08時00分
 - イ 入札書提出締切日時：令和2年12月18日（金）17時00分
- (2) 紙による持参もしくは郵送の場合
 - ア 持参日時：令和2年12月18日（金）09時30分から17時00分の間
 - イ 持参場所：那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部会計課
 - ウ 書留郵送の際は二重封筒とし、入札書を中封筒に巻封の上、表封筒に「工事名」と「入札書在中」と朱書きすること。なお、上記アの日時の間に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は、棄権とみなす。
- (3) 開札日時：令和2年12月21日（月）10時00分 電子入札システムにより開札

4 入札参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

- (1) 資格確認資料の提出期間等
 - ア 提出期間
令和2年11月26日（木）から令和2年12月14日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時30分から17時00分の間。
 - イ 提出場所
沖縄県警察本部警務部会計課 営繕係
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 098-862-0110（内線2274）
 - ウ 提出方法
原則として、持参するものとする。ただし、沖縄本島内に建設業法に基づく営業所（本店又は支店、その他政令で定めたこれに準ずるもの。）がない者については、簡易書留等による郵送も可とする。ただし、この場合においても上記アの提出期間内に必着すること。
なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても資格確認資料（第3号様式(1)のみでよい。）を提出すること。
 - エ 提出部数：1部
- (2) 入札参加資格の確認結果通知
 - 令和2年12月17日（木）（予定）までに電子入札システムにて通知する（ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）。
 - (3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限

競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

イ 提出場所

上記(1)イに定める場所と同じ。

ウ 提出方法

書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、説明を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に對し書面をもって回答する。

5 資格確認資料及び設計図書の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間

上記4(1)アに定める期間と同じ。

(2) 交付方法

ア 入札説明書、資格確認資料等

沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPijKikanNo=4700000>

イ 設計図書

下記(3)に定める交付場所において、紙媒体を直接交付するものとし、郵送又は電子媒体による交付は行わない。なお、設計図書は入札参加者に貸与するものであり、落札者以外の者は、本入札終了後、速やかに返却すること。

設計図書の受取りに際しては、事前に下記(3)に定める問合せ先へ連絡し、交付日時の調整を行うこと。

(3) 交付場所及び問合せ先

ア 交付場所

(ア) 沖縄県警察本部警務部会計課 営繕係

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 098-862-0110（内線2274）

(イ) 宮古島警察署会計課

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1092番地1 0980-72-0110（内線230）

イ 問合せ先

上記ア(ア)の場所と同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第4号の規定により、免除とする。

(2) 契約保証金

ア 契約金額が500万円未満の工事

沖縄県建設工事請負契約約款における契約保証に関する取扱いについて（平成9年3月31日付け土総第2771号）により、契約の保証を要しない。

イ 契約金額が500万円以上の工事

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

8 入札に関する注意事項（持参又は郵送により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの入札公告の記載に従い記入すること。
- (3) 紙入札対象業者については、落札候補が複数の場合に行う電子くじのための、3桁のくじ番号を記入すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができる所以入札辞退届を3(2)に規定する日時までに郵送又は持参により提出すること。

9 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は入札参加者の任意とし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。
- (2) 工事費内訳書の提出日は、上記3(1)及び(2)で定める入札書提出締切日時までとする。
- (3) 工事費内訳書を提出しない場合、入札に参加できない。
- (4) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることができる。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

11 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

12 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設けている。最低制限価格未満で入札した者は無効とし、その後当該入札に参加することができない。

13 その他

- (1) 資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限日以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。

- (6) 入札参加者は、沖縄県警察競争契約入札心得（県費関係）、建設工事請負契約約款及び設計図書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乘じた額で行う。
- (8) 工期は、事情により変更がある。
- (9) 電子入札に係る詳細は、沖縄県電子入札運用基準による。
- (10) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) その他詳細は入札説明書による。

14 本入札に関する質問・回答

- (1) 提出期間
上記4(1)アに定める期間と同じ。
- (2) 提出場所
上記4(1)イに定める場所と同じ。
- (3) 提出方法
上記4(1)ウに定める場所と同じ。
- (4) 回答方法
回答日から令和2年12月17日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、08時00分から20時00分の間、入札情報システムに掲載する。
<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPijKikanNo=4700000>